

**佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する
意見回答書**

令和7年2月13日

佐渡市

1 農地等利用最適化推進施策等に関する要望

(1) 地域計画に係る支援について

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、農業を担う者ごとに利用する農地を集約することに重点を置いた「地域計画」が法定化され、令和6年度末までに地域計画を策定することとなりました。

本計画に基づいて行われる農業について、その実施者である農業者が受けられる支援をさらに充実させていただきたい。また、地域計画の見直しや更新にあたっては、農業者の意向が円滑に進むよう支援の充実をお願いします。

【回答】

国等の事業においては、地域農業を担う者が地域計画（目標地図）に位置付けられていることが各種事業の要件となっていることから、事業を有効活用できるよう検討してまいります。

また、今後の地域農業の継続を考えていく中で法人設立も一つの手段であることから、市の単独事業である「10年先をつかむ担い手サポート事業」を有効活用していただくなど、引き続き農業委員会及び関係機関と連携しながら、各地域の実情に沿った協議をしていきたいと考えております。

（担当課：農林水産部農業政策課）

(2) 基盤整備の推進について

圃場整備事業として、水田の大区画化や汎用化及び小規模な基盤整備の推進による安定した農業生産の基盤整備について、農業者負担が軽減されるよう市独自の支援策を要望します。

また、基盤整備事業に対する支援制度は多岐にわたり複雑であることから、制度のわかりやすい周知や活用方法など、地域の事業に応じた基盤整備の推進に一層のご支援をお願いします。

【回答】

各地域で基盤整備へ取り組む意向確認については、「集落要望書」等により取りまとめを行っております。

要望内容から市の補助制度もご案内しており、事業規模によっては、国の補助制度の活用を新潟県と協議しながら進めてまいります。

（担当課：農林水産部農林水産振興課）

(3) 遊休農地の有効利用のための支援について

農業委員会では、農地法の規定に基づいて市内の全農地を対象に年一回農地利用状況調査を実施するとともに、遊休農地があるときは、所有者に対して利用意向調査を行い、遊休農地の発生防止に取り組んでいます。

つきましては、遊休農地の発生防止・解消のため、多面的機能支払制度の活用及

び第6期へ向けた中山間地域等直接支払制度の実施集落への継続の働きかけを行い、地域・集落による共同活動の拡充、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用、農福・農商工・農学連携等の対策を戦略的に進めるとともに、農地の集約化等に資する遊休農地については、利用する農業者が遊休農地の解消を迅速に行えるよう解消費用の助成措置や乗用草刈機等の貸出、遊休農地を活用した有機栽培米、高収益作物の生産促進等の対策を講じるようお願いいたします。

【回答】

農業者の減少が進む中、農業を魅力ある産業として次の世代に引き継いでいくことは、農地の有効活用も含めて重要な課題であると認識しております。

多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度については、遊休農地の発生防止に大きな効果があるため、集落協定等の組織が制度を継続して活用出来るように相談体制を強化してまいります。

また、農地の集約化等に当たっては基盤整備も視野に入れるなど、継続した話し合いが必要であることから、要望があった地域等には関係機関と連携しながらサポートしていきたいと考えております。

農福連携事業や遊休農地を活用した生産促進等の対策については、どのような取組が有効であるのか関係機関と検討していきたいと考えております。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(4) 多様な担い手の確保と育成について

農業従事者の高齢化等による担い手不足など、深刻な担い手不足が現実のものとなってきています。

新規学卒者やリターン就農者、新規参入者など意欲ある多様な農業者の育成・確保に向けた取組として、関係機関や団体と連携のもと、体制強化と促進の支援策を講じるようお願いいたします。

【回答】

専業・兼業問わず、農業の将来を担う幅広い人材を確保・育成していくことは重要であり、関係機関と連携しながら農業体験や研修制度の周知を行っているところです。

佐渡において豊かな生活ができるように半農半Xなど、様々な形での農業経営のモデルを提案できるよう関係機関と連携しながら、引き続き検討していきたいと考えております。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(5) 新規農業法人等の支援について

令和6年12月に開催しました農業者等との意見交換会において、「地域まるっと中間管理方式」により集落等を範囲として非営利型一般社団法人を設立し、担い手や自作希望者及び農地の出し手など農地所有者全員が会員となり、地域農業

の継続を図る方式として提案されました。この方式は、特定作業受託方式をとり自作希望農家は従来どおり耕作を続けることが可能で、耕作できなくなったら、一般社団法人が経営を引き継ぐ仕組みとなっています。総合的に地域づくりに取り組みたい地域に適した方式でありますので、要望のある地域に対し、関係機関と一体となった支援をお願いします。

【回答】

地域農業を考えていく中で、地域の特性に適した支援策が重要であると認識しております。「地域まるっと中間管理方式」については、その一つ的手段として考えております。要望のあった地域には、関係機関と連携しながらサポートしていきたいと考えております。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(6) 魅力ある地域づくりについて

地域農業を将来にまで継続させるためには、魅力ある地域づくりが必要であります。魅力ある地域づくりとは、夢を語るができる活動を行い、地域の顔となる地域ブランドを作り出すことにより地域に誇りが持てるようになります。そして、その農産物を消費者に購入してもらい、応援してもらえることが重要です。

については、農業の継続には魅力ある地域づくりが不可欠であることから、関係機関が地域に入って相談できる体制づくりが重要と考えます。

【回答】

魅力ある地域づくりが農業の継続や農地の適正管理等に繋がることから、要請のあった地域に積極的に入り、相談支援できる体制づくりを関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

(担当課：農林水産部農業政策課)

2 農業振興等に関する要望

(1) 農産物の適正な価格形成について

農業用資材等の価格高騰が長期化する一方で、農産物の販売価格は低迷が続き、生産コストの上昇分は農業者の負担となって農業経営を圧迫していることから、佐渡産農産物のブランド化を図り、消費者の理解が得られる適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりをお願いします。

【回答】

食料・農業・農村基本法における適正価格の形成の仕組みづくりについては、農林水産省が2023年8月に「適正な価格形成に関する協議会」を設置し、検討を開始しています。その検討内容を注視しつつ、地域の特色・地域資源を活かした商品開

発、また有機農産物のブランド化を図りながら、生産者と消費者の双方で持続可能な取組となるよう進めてまいります。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(2) 地産地消の推進について

本市では米を中心に露地野菜や果樹等多様な農業が展開されており、今後、地域農業が持続的に発展できるよう、市内での農産物の消費拡大の支援をお願いします。

また、直売所などの地産地消、地元スーパー、飲食店、ホテル、自衛隊、学校給食センター、保育園、病院等での市内農産物の利用や販路拡大など、佐渡産農産物の消費拡大を図る施策をお願いします。

【回答】

地産地消の取組を推進するため、学校、保育園、福祉施設など給食事業者等の多様な施設給食における地産地消の利用の拡大に向けた取組を推進しています。

また、イベントや学習会等を通じて、地場産品を積極的に購入する行動につながるよう今後も消費拡大に向け取り組んでまいります。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(3) 農業用資材・飼料・燃料等価格高騰対策について

国際情勢や為替相場の急激な変動などの影響により農業用資材、飼料、燃料、電気料金等の価格が高騰しています。

現在、国等の支援が行われていますが、市においても農業者の経営を支援する施策をお願いします。

【回答】

近年、エネルギー・肥料など農業資材の価格が高騰しており、農業経営を圧迫しています。加えて、昨今の猛暑における品質の低下などの影響により、さらに厳しい状況となっていることから、本市では令和5年度及び6年度において農業資材等物価高騰対策支援事業を実施しました。

また、飼料価格も高止まりにあることから令和5年度に支援を実施したとともに、今後も価格の動向を注視しながら支援の検討をしてまいります。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(4) スマート農業における農業技術の促進について

担い手不足や高齢化などによる農業者の減少、農業分野における情報通信技術の進展、食料に対する需要の多様化など農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図ることが必要です。

令和6年6月に施行された「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づくスマート農業技術の導入に向けて、各地域の

特性や農業者のニーズに応じた普及が図られる施策を講ずるようお願いします。

また、第6期の中山間地域等直接支払制度で予定されているスマート農業加算へ多くの集落が取り組めるよう働きかけをお願いします。

【回答】

スマート農業技術を活用することで、農作業の省力化や軽労化につながるため、スマート農業の普及啓発を図りたいと考えております。

一方で、スマート農業機械は高額であり、ランニングコストの検討やオペレーターの確保、通信環境の整備などの課題もあることから、慎重に検討した上で導入することが重要であると考えております。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(5) 先進技術の導入の促進について

地域農業の発展と継続には、先進技術の導入が欠かせないと認識しています。

県内のある圃場では、春の農繁期作業の軽減策として「初冬直播ちよくは」の取組がなされていると新聞報道がありました。

高品質生産や低コスト、繁忙時期の移行などによる先進技術の導入について、研修会や最新の事例を習得できる機会を増加させることを要望します。

【回答】

導入コストの面を含めて、佐渡においても実現可能な技術であるのか見極め、必要な技術であれば関係機関と連携し、普及、習得する機会を設けていきたいと考えています。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(6) 女性農業者が活躍できる環境づくりについて

女性農業者については、地域農業の活性化において重要な役割を果たしています。そこで、女性農業者が地域農業の担い手として活躍できるよう、女性リーダー育成研修会、女性農業者のグループ活動支援、女性農業者の育児と農作業のサポートなど、女性農業者に対する支援を講じるようお願いします。

【回答】

国や県の動きを注視しながら 情報提供や働きやすい環境整備等につきましても検討していきたいと考えております。

また、経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやりがいのある農業経営にするため、家族全員が主体的に農業経営に参画できる家族経営協定の周知を引き続き行ってまいります。

(担当課：農林水産部農業政策課)

3 農業委員会活動への協力・支援

(1) 市長部局と農業委員会との連携・協力について

農業委員会は、農業・農業者の公的代表機関としての性格を有しています。

このため、農業委員会等に関する法律第 38 条では、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められています。

農業委員会が、農業・農業者の代表機関としての役割・機能を発揮するためにも、農業委員等が施策の目的・内容等について深く理解し、市長部局とともに施策の推進にあたることができるよう、施策の企画立案・実施等において農業委員会との連携・協力を努めていただくようお願いいたします。

【回答】

持続可能な農業経営を実現していくためには、農業委員会との連携・協力が不可欠であります。

意見交換を行うなどより一層の連携体制の強化に努めてまいります。

(担当課：農林水産部農業政策課)

(2) 農業委員会事務局の体制強化について

農業委員会では限られた人員体制の中で、農地法等に基づく法令事務をはじめ、必須事務となった農地利用の最適化を実現すべく幅広い取り組みを行っています。

また、地域計画の策定と目標達成のための活動についても令和 7 年度以降に順次増加するとともに、遊休農地対策への対応等についても業務の増加が予想されることから、事務局体制の構築については、人員体制の充実の必要性を認識され、適切な職員の配置に努めてください。

【回答】

農業委員会事務局の体制については、適切な職員配置に努めてまいります。

(担当課：総務部総務課)

(3) 農業者年金の加入・全国農業新聞の普及推進について

農業者年金制度は、独立行政法人農業者年金基金法に基づいて、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする公的年金です。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて、農業者年金の加入推進に農業協同組合と連携・協力して取り組んでいることから、農業者年金の加入推進等についてご理解とご協力をお願いします。

一方、全国農業新聞は、農業委員会制度が発足した翌年の昭和 27 年より農業委員会の組織紙・農業者の情報紙として発行されています。

全国の農業委員会では、農業委員会業務や農政の動きなどについて活発な情報提供活動を進めるため、「農業委員・農地利用最適化推進委員数の 5 倍以上の購読

達成」に向け、組織一丸となって全国農業新聞の普及推進を進めていますので、全国農業新聞の購読等についてご理解とご協力をお願いします。

【回答】

農業者年金制度につきましては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上からも重要な制度であると認識しております。

また保険料は、家族経営協定の締結など一定の要件を満たす場合は国庫補助対象となることから、制度周知等に努めてまいります。

全国農業新聞については、直近の農業情勢や様々な役立つ情報が掲載されていることから購読等、必要に応じてご協力したいと考えております。

(担当課：農林水産部農業政策課)

意見書回答に係るお問い合わせ先

【農業政策全般】

佐渡市農林水産部農業政策課

TEL：0259-63-5117

E-mail：nousei@city.sado.niigata.jp

【基盤整備の推進関係】

佐渡市農林水産部農林水産振興課

TEL：0259-63-3761

E-mail：s-nousui@city.sado.niigata.jp

【農業委員会事務局の体制強化関係】

佐渡市総務部総務課

TEL：0259-63-3111

E-mail：s-somu@city.sado.niigata.jp